

信念を持って仕事をする健全な業界へー 社会保険加入は社会的信用を示す指標のひとつ

建墓数減少という現実の中で真摯に業務に取り組む施工業者の労働環境改善と安全確保の重要性を訴える一方、法的な基準が定められていないことを良しとした手抜き工事や、知識不足による不適切な施工、墓石の不法投棄といったモラルを欠く行為に警鐘を鳴らす、一般社団法人全国石材施工協会。

埋葬の多様化や墓じまいの増加、景気の悪化という苦しい状況下で安全性よりもコストダウンを重視する業者が増え、それによってお墓離れがさらに加速して、業界の未来を担う人材の就労意欲が減退しているという悪循環を断ち切るために、施工業者のレベルアップと労働環境の改善を進めてきた。業界の末長い繁栄を考えるなら、「現在」だけでなく「未来」を見据えた決断が大切であるとして、社会保険の加入や適切な福利厚生確保の義務化という国土交通省の通達もひとつの「改善のきっかけ」として歓迎している。



井比宏育代表理事

地震による墓石倒壊は「人災も考えられる」

2016年4月14日。熊本県熊本地方で最大深度7を記録する地震が発生し、大きな被害が出た。南海トラフ地震や首都直下型地震は以前から「近い将来起こり得る」として注意喚起がなされていたが、熊本での大地震は国や県にとっても「想定外」だったと言って良いだろう。「熊本で大地震が起きるとは」という驚きの声は、被害にあった住民からも聞こえてきた。こうした「想定外」の中で、問題視されていることのひとつが墓石の倒壊である。中には、墓石全体の6割が倒壊したままの市営墓地もあるという。震災後、すぐに現地の写真を入手したという井比氏は、地震の爪痕を色濃く残した墓地の写真を示しながら次のように話した。

「現地の写真を見ればわかるように、墓石の中には倒壊しているものとしていないものがあり、倒壊の度合いもお墓によって様々です。中には考えられないような崩れ方をしているお墓もあって驚きました。中にはほぼ壊滅状態と言ってよいお墓もある。地盤の影響も関係がありますので一概には言えませんが、従来のモルタルなどの施工方法での倒壊は仕方ないとしても、最近建立されたお墓でも倒壊している

ものとしていないものがあります。これは、人災と思われても仕方がないのではないのでしょうか」

建墓の際、施工方法や使用材料は地域によって異なるが、標準的な地盤であれば同協会が策定した基準を満たす施工で、震度7の地震でも倒壊する恐れは少ないと井比氏は言う。

「地震はいつどこで起きるか分かりません。常にそういったことを想定して施工することが大事ではないのでしょうか。墓石工事には、建築基準法のような法律、法令が存在しません。それを良いことに、ずさんな工事をしている施工業者がいかに多いか。地震の被害状況は業界の実態を物語るものであり、切実な危機感をおぼえます」

震災が起きるたびにモラルなき業者の存在が浮き彫りになり、淘汰されていく。しかし逆に言えば、震災さえなければそうした業者の存在は顕在化しなかったということなのである。

社会保険加入は、社会的信用の指標

法に触れないという事実が、一部業者の半道義的行為を誘発していることは否めない。罰則もない以上、どのような仕事をするかはすべてその業者の「心



熊本地震による被害状況。墓域によって倒壊の様子はさまざま。



の問題」だからだ。しかし、今さえ良ければ良いというこうした業者の増加は、まわりまわって業界の存在そのものを脅かすことになりかねない。社会保険加入をはじめとする適切な福利厚生確保の確保にも同じことが言える。

「社会保険の加入が義務化すれば、確かに会社の負担は増えます。しかし、一時的な負担増に目を奪われてはならないと私は思います。近年では、入社を考える若者も社会保険加入の有無をしっかりと確認するようになりました。平成29年度以降、社会保険適用除外でないにも関わらず未加入の業者は下請け企業として選定されなくなるという現実問題以上に、ひとつの社会的信用の指標として重要なのです。現場で働く社員が誇りをもって働ける業界であるために、道義的な責任を負うのは当然のことです」

しかし、家族で営む町の石材店なら加入義務がなかったり、コンペになれば社会保険未加入の業者のほうが費用を抑えられるため有利であったりする建設業界の悪しき慣習に絡めとられ、楽な方に流されてしまうケースが多い。

「施工費用の打合せにおいても、社会保険に加入し施工方法をきちんと説明すれば小売店様も理解してくれると思います。いい加減な施工はできないという職人としての矜持があるように、会社としても安心・安全が担保されない状態で仕事はできないという信念を持つべきです。業界全体を正しい方向に導いていかなければなりません。正しいことをしていれば、必ず仕事は回ってくると信じています」

とは言え、長い年月をかけて浸透しきった「業界の常識」を覆すのは非常に難しい。

「命令だけでは誰も動きませんから、繰り返し伝えていくことが重要です。協会としても、社会保険って何？という基本的なところから、助成金はあるの？という具体的な疑問まで、ひとつひとつしっかりお答えして地道に改善を促していきたいと思っています」

判断に迷ったら「施主さんが喜ぶ策」を選ぶ

施工業者は、誰のために仕事をしているか。井比氏は、「小売店様のために仕事をしているのは当たり前ですが、施主様あっての下請けであるという厳然たる事実を忘れてはなりません。私たちのお客様は、小売店様と施主様です。どうすべきか迷ったときは、施主様に安心感を与える選択肢はどれかという視点で考えています」

ヘルメットを装着し安全靴を着用するという安全対策も、小売店からの指示の有無に関わらず自ら行うのが望ましい。誰が見ても安心できる労働環境をつくることは、施主さんの安心につながり、ひいて

は次の依頼へと結びついていくのだ。

「景気が悪化したからと言ってコストダウンを優先すれば、いずれ業界全体の信用が失われて仕事の価値がなくなる。大切なのは、施主様にはもちろん、仲間や家族にも恥じるところのない環境をつくり、筋の通った仕事をする事です」

先般、メディアでも大きく取り上げられた墓石の不法投棄も、施主となる消費者に与える心理的な影響が大きい。下請の施工業者は、産業廃棄物である不要廃棄物の運搬に必要な収集運搬業の資格を都道府県ごとに取得し、マニフェストを確実に提出してくれる業者に作業を依頼しなければならない。このことの徹底も、協会が力をいれている点だ。また、独自の施工基準を全会員に送るとともに、地域ごとに異なる部分を加筆・修正したものの作成にも取り組み、安全・安心の最低基準の統一を図ろうとしている。

「少しずつですが、施工基準書を見せてほしいという依頼が増えてきました。今まで気にしていなかったが、震災の被害状況などを鑑みて、多少費用が嵩もうともちゃんとした施工をしなければいけないと思った、というのです。これまで行われてきた不透明かつ曖昧な施工の実態が露呈したともいえませんが、業界全体に『変わらなければならない』という思いが生まれつつあるのだと前向きにとらえたいと思っています」

まずは、自らの良心に則って当たり前のことを当たり前にできる健全な業界へ脱皮し、施主の信頼を勝ち得ていくこと。業界、ひいてはお墓文化・供養文化の継続的な繁栄を本気で願うなら、「今から変わるしかない」。

「今回の通達が、業界の体質改善の後押しとなり、ひいては小売店様の未来に繋がることを願っています」

墓石特集

case 3

弁護士・戸部秀明氏



120年ぶりの民法改正が 石材店に与える影響について

民法の債権法が、120年ぶりに改正されると言われている。平成27年3月31日に改正法案が提出されたが審議未了となり、平成28年1月召集の通常国会に再提出。ここでは審議入りせず未了となったため、今後の国会で審議入りしても、成立は平成29年以降になる見通しだ。

今回改正されるのは、主に債権法とそれに関連する消滅時効などの部分であり、契約による合意を重視する内容の規定が多く含まれる。石材店に大きく影響してくるのは、請負と売買に関するところだ。何が変わり、業務にどう関わってくるのか。また、具体的に講じるべき策はあるのかについて、弁護士の戸部先生に聞いた。

なお、一連の質問の後には、平成29年度から建設作業員に社会保険加入が義務付けられることによって、石材店にはどのような影響があるのかについてもお答えいただいている。参考にできれば幸いだ。

—民法改正で何が変わるのでしょうか。

契約関係についての規定である債権法と、それに関連する消滅時効などの部分が大きく変わります。まず、契約における当事者の合意が重視されるようになるため、当事者の合意を離れて契約の効力を否定したり合意内容を修正したりといった判決は下しにくくなるでしょう。

また、「瑕疵担保責任」が売買などの目的物の性質・数量・品質が契約内容と異なる場合には売主の責任を問う「契約不適合責任」に変わって、法的性質は債務不履行の一種となります。なお、売買の契約不適合責任の規定は請負契約にも準用されるため、注文者は請負人に対して追完請求や損害賠償請求、催告、履行不能の場合の契約解除も行うことができます。

—石材店にはどのような影響がありますか。

石材店にとって最も大きな影響は、請負契約を催告によって解除できるようになるという点でしょう。現行民法では、目的物に契約の目的を達成できない瑕疵がある場合に認められる解除権は、建物など土地工作物の請負に関しては行使できないとされています。しかし、今回の改正ではこの規定が削除されます。したがって、墓石に欠けなどの不具合が見つかり、期限を切って修繕と求める追完請求が施主からなされた場合、その期間内に追完（修補）しなければ催告による契約解除が認められてしまうことになります。また、期間内に請負人が追完をしなかった場合には、注文者には代金の減額請求も認められます。

一方、注文者の追完請求に対しては、注文者が指定した方法以外でも追完できるという点も変更される点であり、覚えておきたいところです。石材店が適切だと判断した方法で追完して良いということですね。

—民法改正に先駆けて行っておくべきことはありますか。

民法改正の全容を知ろうとするとなかなか大変ですから、関係のある部分について一通りの知識を得ておくことが大切だと思います。具体的にできることは、契約書の見直しではないでしょうか。前述したとおり、改正内容には契約による合意を重視した内容の規定が多く含まれているため、契約にそぐわないものを引き渡すと、石材店に直接の理由が無くても契約不適合責任を負わざるを得なくなる場合があります。そこで、「どのような品物で、どんな品

石材店を巡る法改正の動きを知り、その対応策を探る

質なのか」という内容を契約書に盛り込み、契約不適合責任の範囲を明確にしておく必要があるでしょう。契約書に合意事項を細かく定め、その通り履行していけば契約不適合責任は問われないということになります。墓地工事契約書などは早めに見直しておきたいものです。

—民法改正から話は転じますが、平成29年度から建設作業員の社会保険加入を義務付ける旨、国土交通省から通達があったと聞きました。石材店への影響について教えていただけますか。

『遅くとも平成29年度以降は、社会保険適用除外でないにも関わらず未加入である建設業者は下請けとして選定せず、作業員は現場入場を認めないとの取扱いをすべき』というガイドラインを国土交通省が公表しました。法令によって定められるものではありませんが、作業員の公的保障を確保し、業界離れに歯止めをかけたいという考えから、国交省も厳格な姿勢で臨むと考えられます。指針に従わない場合には、指示処分、さらに進めば営業停止処分を受ける可能性も否めません。石材店も、社会保険に未加入であれば建設業の免許更新の際などに指導を受けることになるでしょう。なお、国交省は、平成29年度までに建設業の許可業者の保険加入率100%を目指しています。

各協会や組合で勉強会を開いたり、注意事項を記載したパンフレットを作ったりして、早くから啓発を図っておくと良いでしょう。

日本の技と、想いを入れる。

お墓は家族の幸せのシンボルです。親や先祖への想い、残していく子供達や子孫への想い、愛する人への想いを形にしたお墓は、過去・現在・未来を繋ぐ、かけがえの無いものです。

ご先祖様の冥福を祈り、自分が今在ることを感謝し、数十年、数百年と手を合わせ、想いを重ねて行くものです。

日本の山の神様からいただいた石を使い、日本の職人達がひとつひとつ手造りをしたお墓。私たちの造るお墓には、日本の技と想いが込められています。

メイドインジャパン 日本製という選択。鳴本プレミアム墓石

日本国内で採掘された 銘石を厳選 | 国内自社工場で加工 (岡山県笠岡市) | 特製プレート・産地証明書・加工証明書付

鳴本石材株式会社